



生活指導便り 第7号



令和7年9月18日(木)
あきる野市立東中学校
生活指導部

服装についての確認

2学期が始まって約3週間が過ぎました。暦の上では秋ですが、秋とは名ばかりの真夏のような気候の日も続いています。この時期になると「衣替え」という言葉を耳にすることがあります。東中学校では学校生活における服装について、以下のように定めています。改めて確認してください。

- ・保健体育の授業がない日は「標準服」、保健体育の授業のある日は「体育着・ジャージ」で登校する。ただし、指定日は「標準服」または「体育着・ジャージ」で登校する。
- ※指定日とは、儀式日や定期考査日、行事日のことを指す。
- ※儀式日は「儀式時の標準服」の着用の仕方です。
- ※5月1日～10月30日の期間は標準服（冬服・夏服）でも体育着・ジャージ登校でも可とする。

体育大会について

10月4日(土)に第53回体育大会が行われます。実行委員が組織され、クラスで個人種目決めと全員リレーの走順決めが行われました。9月8日(月)からは各学年の学年練習等に取り組んでいます。実行委員を中心に真剣に取り組んでいます。クラスの中で実行委員だけに任せきりにせず、協力する生徒が見られます。その姿を見ていると「心の成長」が感じられます。お互いに足りないところを補い合いながら進んでいってほしいと思います。

学年練習後に体調を崩す生徒が見られました。前日の夜遅くまでスマホを操作していたり、ゲームをしていたりした影響での睡眠不足、朝食を摂っていないことでのエネルギー不足が原因として考えられます。残暑が厳しいので、睡眠時間の確保や朝食を食べてから登校する等の熱中症対策と体調の管理に努めてください。

今年度の体育大会は天候不良等で延期の場合は7日(火)が予備日となります。その場合4日(土)は通常4時間授業【弁当持参】を行います。詳しくは改めて配布するプログラム等を確認してください。

送迎について



やむを得ない理由で、生徒を送迎する時に御注意いただきたいことがあります。本校敷地の北側に面する道路脇に車を停車させている方が見られます。交差点付近のアパートの出入り口を塞いでいることがあるため、大変な御迷惑をおかけしています。停車される際には、アパート前は御遠慮いただき本校プール前付近でお願いいたします。

本校東側の道路については、これまで通り安全上の観点から禁止いたします。また、ケガ等で送迎が必要な場合には本校敷地内に駐車していただいてもかまいません。

よろしくお願いいたします。

自転車の安全利用について

令和7年9月21日（日）～30日（火）までの間、秋の全国交通安全運動が実施されます。

①歩行者の安全確保 ②夕暮れ時や夜間の事故防止 ③自転車の安全確保と交通ルール等の遵守の徹底など、一人一人が交通安全意識を高くもって未然に事故を防ぎ、命を落とすことのないよう心がけることが重要です。

東中学校では全体の約3分の1の生徒が自転車を利用して登下校しています。また、普段の生活でも自転車を運転する機会のある人も多いと思います。以下の自転車安全利用五則を確認して自身の安全と安心に役立ててください。

改定した 自転車安全利用五則を守りましょう!

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

「車の仲間」である自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。



「普通自転車歩道通行可」の標識・標示がある場合、普通自転車は歩道を通行できます



歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行します。歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。



道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。



3 夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを点灯しましょう。



4 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。



5 ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せるときには、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。



ヘルメットはあなたの命を守ります!

ヘルメット非着用で自転車事故により亡くなった人の約6割は頭部を損傷しています(平成29年～令和3年合計)。また、ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約2.2倍も高くなっています。自転車事故による被害を軽減するためには、頭部を守ることが大変重要です。

◆自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率
(平成29年～令和3年合計) (警察庁資料より)



*致死率とは死傷者のうち死者の占める割合をいう。